（参考例）他現場の就業履歴を発注者に提供する際の下請事業者の同意の取り方

今般、CCUS を改修し、発注者が直接、工事現場の週休２日の達成状況（併せて閲覧可能となる安全書類等を含む。）を確認できるよう、措置を行っております。

他現場の就業履歴については、当該現場における元請事業者も閲覧できない情報ですので、これらの情報を発注者に提供する際は、下請事業者から同意を得る必要があります。

※自現場の就業履歴に加えて他現場の就業履歴もあわせた週休２日の確認が不要であれば、本同意の取得は不要です。

同意の取得方法については、具体的には以下の２つの方法があります。

①工事打合簿（協議）による同意

（工事打合簿（協議）の記載例）

建設キャリアアップシステムにおいて、発注者が他現場の就業履歴もあわせた週休２日の達成状況を確認できるよう、（下請事業者）は 他現場における就業履歴を（元請事業者）及び（発注者）に提供することに同意いただくよう、お願いいたします。なお、週休2日の達成状況における統計情報については、国土交通省本省に提供することがありますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

②特記仕様書による同意

（特記仕様書の記載例）

第○条 建設キャリアアップシステムにおいて、発注者が他現場の就業履歴もあわせた週休２日の達成状況を確認できるよう、（下請事業者）は 他現場における修行履歴を（元請事業者）及び（発注者）に提供することに同意すること。なお、週休2日の達成状況における統計情報については、国土交通省本省に提供することがある。